

遠野市民センター 学びのプラットホーム特区の 進捗状況について

【発表の要旨】

遠野市民センター 学びのプラットホーム特区の進捗状況について報告します。

【発表の内容】

1 遠野市民センター 学びのプラットホームの進捗状況

(1) 社会教育施設の整備・管理の移譲

平成 22 年 4 月から、社会教育施設（公民館）の整備・管理に関する事務が、教育委員会から市長へ移譲されます。

(2) 期待される効果

一つの地方公共団体において、市長と教育委員会との権限が法律によって隔てられていたが、本特区認定を受けて市の関係諸規定を改正し、地域総合力の発揮に向けて、市民センター構想の理念に基づく市民生活と社会教育とが一体となった地域経営を行える環境が整う。

2 これまでの経過

平成 18 年 10 月	特区創設を国へ提案（教育委員会事務局の事務を市長へ移譲）
平成 19 年 10 月	特区法一部改正（学校教育施設の整備・管理を市長へ移譲可能）
平成 21 年 4 月	特区法一部改正（社会教育施設の整備・管理を市長へ移譲可能）
9 月 25 日	内閣総理大臣に対して、特区を申請
10 月 26 日	内閣総理大臣が、遠野市を特区認定
平成 22 年 3 月 11 日	市議会 3 月定例会で市民センター条例の一部改正 （公民館施設の整備・管理を市長へ移譲）

3 今後の対応

(1) 市長から教育委員会への意見交換

3 月 26 日(金)午後 3 時からの教育委員会議開催に併せて、市長から教育委員との意見交換を行う。

(2) 学校教育施設の整備・管理の移譲に関する検討

幼稚園、小学校、中学校、学校給食センターの整備・管理を教育委員会から市長へ移譲することについて、平成 22 年度中に検討を行う。

担当	経営企画室（永田） 電話 0198-62-2111（内線 201） 市民センター地域生活課（照井、多田） 電話 0198-62-4411（内線 204） 教育委員会事務局教務課（飛内） 電話 0198-62-4411（内線 283）
----	---